

県下初！プラチナくるみんマークを取得！！

～プラチナくるみん と えるぼし を同時認定～

太洋工業株式会社

和歌山県第1号

プラチナくるみん認定

くるみん認定 (平成24年・26年)

〔認定基準〕

- ・行動計画 (H26.11～H29.10)
- ・男性の育児休業取得
- ・女性の育児休業取得
- ・育児休業等に関する制度
- ・時間外・休日労働
- ・働き方の見直しに関する目標
- ・子の1歳誕生日の在職率
- ・キャリア形成のための支援 等

和歌山県第3号

えるぼし認定

(3段階目)

- 1 採用……………○
- 2 継続就業……………○
- 3 労働時間等の働き方……………○
- 4 管理職比率……………○
- 5 多様なキャリアコース……………○

—すべての基準を満たしました—



・写真右 太洋工業株式会社 細江美則代表取締役社長
・写真左 松淵厚樹和歌山労働局長

女性活躍推進法に基づく
「えるぼし」マーク



次世代育成支援対策推進法に基づく
「プラチナくるみん」マーク

認定通知書交付式ダイジェスト

平成30年2月14日実施
和歌山労働局6F会議室



「認定通知書」の交付



みんな揃って記念撮影



和歌山労働局長の祝辞



取材対応中
(局長室)

意見交換会の様子
(局長室)



太洋工業株式会社 様
おめでとうございます！



次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」認定制度

くるみん認定を受けた企業のうち、子育て支援に関わるより高い水準の取組を行い、一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣による特例認定を受けられる制度です。

認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を商品や広告などに付けることができ、優良な子育てサポート企業として、企業のPRに活用することができます。

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定制度

女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業に対し、厚生労働大臣が「女性活躍推進企業」として認定を行う制度です。

認定を受けた企業は、「えるぼしマーク」を商品や広告などに付けることができ、女性が活躍している企業として、企業のPRに活用することができます。